



小美玉市の歴史を知ろう44

茨城県指定有形文化財 旧小松家住宅

令和元年十一月二十六日、小美玉市民家園に所在する「旧小松家住宅」が令和最初、建造物では七十九件目の県指定有形文化財となりました。

旧小松家住宅は、平成七年に玉里村二代村長を務めた小松修達氏の旧宅を玉里村が寄贈を受け、翌八年に玉里村民家園に移築したもので、玉里村指定有形文化財（建造物）となりました。移築前に実施された詳細な解体調査に基づいて、十八世紀後半の建築当初の姿に復元されました。

小松家に残されていた古文書の中には、「寛政三亥庄屋宇衛門代」、「文化元年庄屋宇衛門祐盛印」との記載があり、寛政～文化期（十八世紀後半期）にかけての小松家は、水戸藩領上玉里村の庄屋を務めるなど指導的な立場であったことが確認されています。

調査では建築年代を示す棟札などは確認できませんでしたが、旧小松家住宅には十八世紀後半に建築されたことを示す次のような特徴があります。

曲屋 主屋と馬屋がし字形に一体化しているもので、江戸時代後期に茨城県から千葉県下総地域に分布する住宅です。旧小松家住宅は主屋に土間がつながり、さらに馬屋でもう一つ曲がりをもつ「二つ曲り」をもつ珍しい様式です。

間取り 主屋には、土間がなく、すべて床が張られ、「ぞじしき」のみ畳が敷かれています。住宅の中ほどには、「ちょうば」と「さんべや」があります。「ちょうば」は、庄屋としての事務を扱う場所で、小さな炉が設けられています。また、解体調査の過程で、「さんべや」とした部屋には、床に使われていた竹簀の一部が発見され、産後処理に使用された土盛りの存在も確認されています。



さんべや



部戸



小美玉市民家園『旧小松家住宅』

所在地	小美玉市下玉里一八三一番地(市生涯学習センター近く)
休園日	月曜日 祝日 年末年始(12月28日～1月4日)
開園時間	9時30分～17時(2月までは16時まで)
規形式	曲屋 奇棟造 茅葺
建築面積	一四五・七m ²

構造 建築年代の江戸時代後期よりも古式の様相を示すものが随所に見られます。あまり太くない梁やひろま部分の差鴨居がそれにあたります。また、ざしきの板戸二枚と明障子を入れた「三本溝」の敷居と鴨居は十七世紀～十八世紀後半の住宅にみられます。さらに正面に設置されている「部戸」は寝殿造りなどの貴族住宅に使われ、江戸時代では武士住宅や上層農家にも採用されています。

「」のように旧小松家住宅は、間取りや構造には建築年代と比べて古い様式を踏襲している江戸時代後期の建築様式を今に伝え、当時の農家の日常生活や風俗習慣などを理解するうえで、重要な文化財と言えます。

